

衆院選の「1票の格差」をめぐる訴訟の判決で、福岡高裁が「違憲」と判断し、紙を掲げる原告側の弁護士ら＝25日午後、福岡市中央区



昨年衆院選は違憲

福岡、選挙無効は認めず

昨年の衆院選は選挙区ごとの「1票の格差」が最大2.13倍あり、憲法違反として、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分各県の有権者25人が選挙のやり直し(無効)を求めた訴訟の判決で、福岡高裁(高野裕裁判長)は25日、選挙は無効だ」と判断した。選挙無効請求は退けた。

二つの弁護士グループが全国14高裁・高裁支部に起こした17件の訴訟の一つ。これまで東京高裁は「合憲」、名古屋高裁などは「違憲状態」と判断していた。最高裁が年内にも統一判断を示す見通し。今後も厳しい判決が続けば、進行中の選挙制度改革の議論にも影響を与えそう。

最高裁は、2009年の衆院選の判決で「違憲状態」と判断。47都道府県に1議席をあらかじめ割り振る「1人別枠方式」の廃止を求めた。12年衆院選も違憲状態とした。昨年の衆院選は最大格差がやや縮小したが、1人別枠方式は残った。

福岡高裁の弁論で原告側の升永英俊弁護士は「09年衆院選の違憲状態を指摘した最高裁判決から、既に約3年9カ月が過ぎたが、格差は続いている」と主張。各県の選挙管理委員会側は「国会で選挙制度改革に向けた議論が進められている」と反論していた。

訴状などによると、5県の昨年12月14日の議員1人当たりの有権者数を、全国最少の宮城5区と比べると、5県それぞれで格差が最大の選挙区は、福岡2区が約1.95倍、佐賀2区が約1.53倍、長崎1区が約1.50倍、熊本1区と大分1区が約1.61倍だった。